

善監委告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

平成 23 年 3 月 8 日

善通寺市監査委員 藤岡 博文
善通寺市監査委員 大平 達城

平成 22 年度定期監査の結果について(後期分)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象

部局名等	課名等
市長公室	秘書広報課、人事課、企画課
総務部	総務課、法務監理室、財政課
市民部	市民課、生活環境課、人権課
健康福祉部	高齢者課、社会福祉課、保健課、子ども課
農林水道部	農政課、土地改良課、下水道課
建設経済部	商工観光課、企業誘致室、土木課、建築住宅課、都市計画課
債権管理局	税務課、債権管理第 1 課、債権管理第 2 課
委員会等	会計課、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会

3 監査の期間

平成 23 年 1 月 26 日（水）から平成 23 年 2 月 8 日（火）まで

4 監査の方法

定期監査であることから、財務に関する事務の執行について、その合法性・正確性のほか、経済性・有効性等行政監査的な観点からも監査を行った。

すなわち、

- （１）予算の執行状況の計画性・効率性
- （２）法律あるいは条例等との適合性
- （３）事務・事業実施における経済性・効率性

等について、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を適宜行うなど通常実施すべき監査手続きにより実施した。

また、個々の出納については、例月の出納検査において実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係諸帳簿、証拠書類等との照合等により監査したところ、財務会計上は全般的に概ね適正に執行されていた。

比較的軽易な事項については、その都度関係各課に注意を行っており、ここでの記載を省略している。なお、改善・検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通事項

（委員会委員の謝礼について）

委員会の一部において、その職務上、附属機関に該当する委員の役務の対価を報償費の謝礼として支出している。その支出科目は不適切であるので、条例を整備し、報酬として支出されたい。

（履行遅滞に対する遅延損害金について）

香川県緊急雇用創出基金事業の契約書に記載されている履行遅滞に対する遅延損害金の利率が、善通寺市契約規則における利率より高い。契約書に遅延損害金を数値で記入するときには、十分に市の関係規則との整合性を図られたい。

（附属機関等の善通寺市ホームページでの公開について）

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び条例で設置している附属機関等について、高松市ほか 3 市では、市のホームページに附属機関等を公開している。本市においても附属機関等の情報を善通寺市ホームページで公開し、その中で委員名簿（任期も併記）等も公表することにより、市民の市政への参画をより一層推進するよう検討されたい。

個別的事項

(人事課)

市のホームページの「H21 人事行政の運営等の状況の公表について」において、職員数の表及びグラフが掲載されている。行財政改革に伴う職員定数の削減状況の点では、わかり易くなっている。一方、正規職員数をカットした人数に対して、アウトソーシングによる非正規職員数が増加している実態がある。真に行政サービスに必要な労働力を知る観点からも、正規職員数及び非正規職員数を併記し、市のホームページ・広報誌等に公表することを検討されたい。

そうすることにより、市全体の業務量に伴う労働力が市民に理解され、人件費以外のアウトソーシングによる業務委託料等も含めた経費が明らかになり、行政改革の成果がより理解されるものと考えられる。

(企画課)

防災会議委員報酬が未執行である。会議の重要性を鑑み、計画の改定が無い場合も研修を兼ねて開催されたい。

南海地震等の発生が危惧されている昨今、市民は、市の要請等により自主防災組織を立ち上げて訓練を実施している。また、教育関係施設・児童関係施設においても、防災訓練が定期的実施されている。

一方、本庁職員による地域防災計画に基づく訓練（総合訓練・災害対策本部設置運営訓練・図上訓練）が定期的実施されていないように見受けられるので検討されたい。

(総務課)

土地等借上料については、精査の上で契約されていると考えられる。しかし、一部の契約において、地価が全国的に下がっているのに4年間ほど借上料が据え置かれている。次期の契約の際には、据え置き理由があると思われるものの、場所も含めて、借上料の検討をされたい。なお、教育施設の借上料については、予算・契約を教育委員会で一貫して行うよう計画的に検討されたい。

(財政課)

交付金の状況の公表については、条例に基づき閲覧に供しているところである。しかし、より一層、市民に周知を図り、交付金の理解を得るためにも市のホームページ・広報誌等への掲載も検討されたい。掲載事項は、少なくとも交付金名称・交付団体名・交付金額は必要と考えられる。

(農政課)

善通寺市ホームページ更新業務委託として約 300 万円の契約を行っている。一方、企画課においては、ホームページシステム管理業務委託に約 240 万円の契約が行われている。契約先は、同一の業者となっている。

これらのことから、予算・委託契約は統一し、簡素化することが効率的なので検討されたい。

(商工観光課)

(仮称)観光交流センターが整備されてきている。今後の活用について、市民の理解を得るように広報活動を進めるとともに、他の関係機関との連携、観光客への情報の発信等を検討されたい。

(土木課)

まちづくり交付金事業で実施している「南大門前にぎわい広場」の道路整備が一段落したところである。今後の、工事計画、完成図を広報誌、看板、ホームページ等で周知し、市民の理解を深めるように検討されたい。